

## 株式会社商工組合中央金庫法案（仮称）の骨子について

平成 18 年 12 月  
中 小 企 業 庁

『行革推進法』及び『政策金融改革に係る制度設計』に従って、法案の具体化を以下のように行っているところ。

### 1．本法案の目的

この法律は、

- ( 1 ) 株式会社商工組合中央金庫の完全民営化に向けて、
- ( 2 ) 株式会社商工組合中央金庫に対する国の関与を必要最小限のものとして経営の自主性を確保するとともに、
- ( 3 ) 中小企業等協同組合及びその構成員に対する金融の円滑化を図るため、株式会社商工組合中央金庫の商号、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

### 2．本法案に設ける主な規定

#### ( 1 ) 本法案の廃止のための措置

政府は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第六条第二項の規定に基づき、市場動向を踏まえつつ、おおむね 5 年後から 7 年後を目途として、政府が保有する商工組合中央金庫の株式の全部を処分したときは、直ちにこの法律を廃止するための措置を講ずるものとする。

また、行革推進法及び制度設計の規定に従い、中小企業団体及びその構成員向けの金融機関としての機能を維持するために必要な措置を講ずることを併せて本法案において規定。

## ( 2 ) 移行期における商工中金の在り方

平成 20 年 10 月に株式会社商工組合中央金庫に組織転換。

中小企業者による業務運営を確保しつつ財務基盤を強化するため、株主構成を中小企業団体及びその構成員に限定。

移行期においては、政府も株式を保有することができる。

中小企業団体及びその構成員向けの金融機能の根幹を維持できるよう、主たる融資対象を中小企業団体及びその構成員に限定し、  
預金資格制限を撤廃し、預金保険制度へ加入し、  
商工債の発行を維持する  
等の措置を講ずる。

中小企業に対する円滑な金融機能を継続的に実現できるよう、強固な財務基盤を確立するため、既存の民間出資者に不当な利益移転が生じないよう手当てを行った上で、政府出資のかなりの部分を準備金化する。

主務省の監督は真に必要なものに限定することとし、民間金融機関とのイコールフットィングや財政措置に係る公益性確保の観点等に留意しつつ、政府の関与を縮小。

(例)・支店の設置等

(認可制から届出制に。また、支店の設置命令を廃止)

・役員を選任等

(代表役員について任命制から認可制に。また、その他の役員については認可制を廃止)

・監理官制度

(商工中金を随時監視できる権限を有する監理官の制度を廃止)

・子会社の保有

(民間銀行に認められている範囲内で子会社の保有を認める)

現行の商工組合中央金庫法は廃止する。